

平成26年

第2回市議会定例会 議案第12号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月12日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては，消火器の準備をした上で使用すること。

第22条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第24条第2項および第25条中「および第9号」を「，第9号および第9号の2」に改める。

第54条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め，同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め，同条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め，同条第7号を同条第8号とし，同条第6号を同条第7号とし，同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店，屋台その他これらに類するものの開設（対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は，平成26年8月1日から施行する。

(提案理由)

消防法施行令の一部改正に伴い火を使用する器具およびその使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いについて、祭礼その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用しなければならないこととし、ならびに当該催しに際して行う露店等の開設をしようとする者に届出義務を課すこととするため